

秋田大学教育文化学部附属学校園いじめ防止基本方針

平成26年3月13日

秋田大学教育文化学部

はじめに

平成25年6月に、「いじめ防止対策推進法」が可決成立し、同年9月に施行されました。この法律は、いじめの定義や防止等に関する基本的な考え方を示すとともに、国、地方公共団体、学校に対して、「いじめ防止基本方針の策定」など、それぞれが実施すべき対策等の推進を求めています。同年10月には文部科学省が「いじめ防止基本方針」を、同12月には秋田県教育委員会が「秋田県いじめ防止等のための基本方針」を、平成26年1月には秋田市教育委員会が「秋田市いじめ防止基本方針」を決定しました。

教育文化学部では、「秋田市いじめ防止基本方針」を基本的に踏襲しながら、大学、学部の特性に対応した修正を加える形で、この「秋田大学教育文化学部附属学校園いじめ防止基本方針」を策定しました。ご協力いただいた秋田市教育委員会には深くお礼を申し上げます。

いじめは、人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。教育文化学部、附属学校園、保護者、そして子どもたち自身もまた、子どもたちみんなが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えること、そのことを通じて、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。

附属小学校、中学校、特別支援学校においては、本基本方針に基づいて、自らの基本方針を策定し、また、附属幼稚園も含めて、子ども一人一人がかけがえのない存在として、また、一人の人間として大切にされるとともに、希望と期待を胸に学校園生活を送り、心の通い合う豊かな人間関係を構築することができるよう、家庭や地域との緊密な連携のもと、取組等の充実を図ります。

平成26年3月
秋田大学教育文化学部

I 基本的な方向性

1 目的

教育文化学部附属学校園におけるいじめの防止に係る基本理念と、いじめ防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、園児、児童、生徒（以下「子ども」という。）が安心して学校生活を送り、心の通う人間関係を構築できるよう、必要な環境の構築を目的とする。

2 基本理念

いじめは子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であることを認識し、保護者、教職員、学校、学部、大学、保護者は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会の実現のために、子どもとともにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に連携していじめの防止に取り組まなければならない。

3 いじめの定義

子どもが一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。

4 いじめの理解

いじめ防止等の対応には、次のような理解が必要である。

- ◆ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ◆ いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。

- ◆ いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ◆ いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ◆ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ◆ いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。

5 子どもの役割

- ◆ 子どもは互いに思いやり支え合い、いじめのない、またいじめが起きてもすぐに解決することのできる明るい学校生活を実現するように努める。
- ◆ 子どもは、いじめを受けた場合、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。
- ◆ 子どもは、いじめ（疑われるものを含む）を発見した場合及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

6 保護者の責務

- ◆ 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう子どもに愛情をもって育む。
- ◆ 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させる。
- ◆ 保護者は、必要に応じて学部又は学校に相談その他の支援を求めることができる。
- ◆ 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに学部、学校あるいは関係機関等に相談又は通報する。
- ◆ 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努める。

7 学校の責務

- ◆ 学校は、教育活動を通して子どもの自他の生命を大切にし、自他の人権と尊厳を守ろうとする態度及び実践力を育成する。
- ◆ 学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見する体制を整えるとともに、子どもが安心して相談することができるように環境を整える。
- ◆ 学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織的に対応し、その内容を学部へ報告する。
- ◆ 学校は、対処療法にとどまらず、いじめの背景や原因を探り、抜本的な対策をたてるとともに、着実に実行する。
- ◆ 学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともにそれぞれの学年に応じた学級の環境づくりに取り組む。
- ◆ 学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行う。

8 学部の責務

- ◆ 学部は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備する。
- ◆ 学部は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図る。
- ◆ 学部は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行う。

II 基本的な考え方

1 いじめの未然防止

- ◆ 学校の教育活動全体を通じ、子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、すべての子どもに「いじ

めは決して許されない」ことへの理解を促す。

- ◆ 子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくり、集団づくりを推進する。
- ◆ 子どもたちが発する人を傷つける言動等を見逃ごすことなく、子どもたち自身が葛藤やストレスなどを暴力、抑圧、排除ではなく、平和的、協働的、共感的に解決していけるように支援する。
- ◆ 児童会・生徒会等における子ども主体の活動をとおして、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。

2 いじめの早期発見

- ◆ 子ども同士のトラブルに対し、いじめかどうかの議論に終始して対応が遅れたり、本人からの訴えがなくいじめとは判断できないととらえて対応せずに放置したりすることがないように適切に対応する。
- ◆ 子どもや保護者が、いじめを相談しやすい体制づくりの基盤となる教師と子ども、教師と保護者の信頼関係づくりに努める。
- ◆ 教師、保護者、地域が連携し、子どものささいな変化に気付き、迅速に報告・連絡・相談できる体制づくりを推進する。
- ◆ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- ◆ 早期発見のため、次のような手立てを講じる。
 - ・複数の教師による観察
 - ・定期的なアンケート（無記名アンケート含む）の実施
 - ・ふれあいノート等の活用
 - ・個別面談の実施
 - ・相談窓口、相談機関の周知

3 いじめへの対応

- ◆ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、及びその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保するように配慮する。
- ◆ 支援チームによる対応方針及び役割分担等を決定し、子どもから聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて子どもの指導にあたるなど、組織的な対応を行う。
- ◆ 学部への報告及び協議や、警察への相談・通報など、関係機関との連携の下で対応する。
- ◆ いじめを認知した際には、保護者に対し、対応方針の説明、聞き取りや指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図る。
- ◆ いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心からの反省を促す。

4 家庭や地域との連携

- ◆ 保護者に対し、いじめ防止等に係る指導方針について情報提供する。
- ◆ P T A や学校評議員の会等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、次のことについて、共通理解を図る。
 - ・子どものささいな変化、言動を見逃さず、じっくり子どもの話に耳を傾け、学校と相談すること。
 - ・いじめ問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応すること。
 - ・家庭においても、いじめは絶対に許されない行為であることを子どもと話し合う

こと。

Ⅲ 具体的な取組

1 教育文化学部が実施する施策

(1) 教育文化学部いじめ防止基本方針の策定

教育文化学部は、国・秋田県・秋田市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「秋田大学教育文化学部附属学校園いじめ防止基本方針」として定める。

また、その取組が効果的に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図り、より実効性の高い取組が実施できるよう配慮する。

(2) いじめの未然防止

① 豊かな心の育成

子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、附属学校園における教育の充実に努める。

- ・ 幼小中特一貫した考えに立った交流活動の推進
- ・ 人と人との絆づくりの推進
- ・ 道徳教育の充実
- ・ キャリア教育の視点に立った体験活動の充実
- ・ 子どもの学び合いを重視した授業・学習指導の充実
- ・ 子どもの自主性や協働性を尊重した学校・学級経営，部活動の推進
- ・ 附属学校園の内外における学校間交流の推進

② 子どもの主体的な活動の推進

児童会・生徒会等における子ども主体の「いじめを生まない学校づくり」の重要性を踏まえ、学校における取組を支援する。

- ・ 学校園を超えた子どもたちによる共通実践の推進及び他校の取組等の周知
- ・ 学年や学級，班，縦割りグループなど，子どもたちによる多様な活動の推進

③ いじめ防止のための教職員研修等の充実

いじめを防止することの重要性やその対応の在り方等に関する理解を深めるため、秋田県・秋田市教育委員会と連携して研修等の充実に努める。

- ・ 初任者研修，生徒指導主事研修，いじめ防止・対応等研修などの研修の充実
- ・ いじめ防止等に関する指導資料の提供
- ・ いじめ防止チェックリストの配付
- ・ 解決が困難な事例への対応の留意点についての周知
- ・ 教育文化学部の関連する教員や臨床心理相談室など，教育・研究資源の活用

④ 情報モラル指導の充実のための指導資料の提供

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、いじめ防止のための留意事項についての周知を図る。

- ・ 具体的な事例に基づく，指導資料の作成
- ・ 国及び秋田県，秋田市等主催の研修会や協議会等をとおしての周知

⑤ いじめに関する調査の実施

学校におけるいじめの実態及び防止等のための取組状況についての調査を実施し，成果や課題を検証する。

- ・ 年2回程度のいじめの状況調査の実施
- ・ いじめ防止等の取組状況に関する調査の実施

(3) いじめの早期発見

① 相談窓口の設置

学校及び学部にいじめ・不登校などに関する相談窓口を設け，いじめなどの相

談に応じる。

② 相談窓口の周知

秋田県、秋田市が設置しているいじめ・不登校相談電話及び他の機関が設置している相談窓口について、また、各学校園及び教育文化学部を設置する相談窓口について、学校をとおして、子どもや保護者に周知する。

(4) いじめへの対応

① 学校に対する支援

学校からいじめ事案の報告があった際には、対応策について協議するほか、必要に応じて教育や心理、法律を専門とする学部教員や実務経験のある学部教員を学校に派遣するなど、学校と一体となって解決を支援する。

また、解決が困難な事案が発生した際には、子どもの人権侵害調査部会での調査を踏まえ解決にあたる。

(5) 家庭や地域との連携

① いじめ防止等のための啓発活動の推進

保護者が、いじめを防止することの重要性や子どもの規範意識の醸成等について理解を深められるよう、保護者等を対象とした講演会などを実施する。

- ・ P T A と連携した講演会の実施
- ・ 啓発資料（リーフレット）の配付

(6) 組織の設置

◆ 附属学校子どもの人権委員会の設置

① 目的

附属学校園におけるいじめ、体罰など、子どもの人権侵害の防止に資するため、附属学校運営会議の下に専門委員会として附属学校子どもの人権委員会を設置する。

② 組織

教育文化学部副学部長，各附属学校園長，各副校園長，各校園保護者，学部臨床心理学教員，学部教育学・教育心理学教員，学部法学教員，附属学校事務室長等により組織する。

③ 役割

子どもの人権侵害の実態やその防止に関する方針等について情報交換を行い、取組・連携体制の強化を図る。

◆ 附属学校子どもの人権侵害調査部会の設置

① 目的

学校におけるいじめや体罰等の子どもの人権侵害の事案について、公正かつ専門的な立場から調査を行うため、附属学校子どもの人権委員会の下に専門部会として附属学校子どもの人権侵害調査部会を置く。

② 組織

教育文化学部副学部長，学部臨床心理学教員，学部教育学・教育心理学教員，学部法学教員等により組織する。

③ 役割

子どもの人権侵害に関する通報や相談を受け、調査を行う必要がある場合には、調査、審査又は関係者との調整を行うとともに、人権侵害の防止に関する取組等について提案する。

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、秋田大学教育文化学部附属学校園いじめ防止基本方針を

参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を各学校いじめ防止基本方針として定める。

その策定にあたっては、全教職員でいじめの問題に取り組む契機とすることが大切であり、策定していく過程で、保護者や地域の方の参画を得ながら、自校の課題を洗い出し、対策が実行できるよう配慮する。

策定にあたって、次のような項目を設定する。

- ① いじめの定義と基本的な考え方
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめへの組織的対応
- ⑤ いじめ防止に向けた保護者や地域との連携
- ⑥ P D C A サイクルを踏まえた年間計画

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

附属小学校，中学校，特別支援学校は，いじめの防止の対策のため，複数の教職員で構成されるいじめ防止対策委員会を置く。協議内容に応じて，外部専門家等を加えることができる。

組織の活用にあたっては，構成員全体の会議と日常的な関係者の会議を設定するなど，学校の実情や協議内容に応じて工夫する。

① 組織

校長，副校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭など複数の教職員で構成する。協議内容に応じて，弁護士，医師，スクールカウンセラー，学校評議員，保護者代表，教員・警察官経験者などの中から，教職員以外の外部専門家等を加えることができる。

② 役割

- 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・計画どおりに進んでいるかのチェック
 - ・対処がうまくいかなかった事案の検証
 - ・必要に応じた計画の見直し
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報があった際の緊急会議の実施
 - ・いじめの情報の把握と共有
 - ・関係する子どもへの事実関係の聴取，指導や支援の体制の構築
 - ・対応方針の決定と保護者との連携

(3) いじめ防止等に関する取組

いじめ防止にあたっては，以下のような具体的な取組が重要であり，各学校においては，本基本方針を踏まえ，各校の実情に応じて取組内容を明確にする。

① いじめの未然防止

- ・学校全体，家庭・地域と連携して規範意識をはぐくむ道德教育の充実
- ・児童会・生徒会活動とおした集団づくりの充実
- ・人間関係を築く体験活動の充実
- ・生徒指導の三機能（共感的な態度，自己存在感，自己決定）を生かした授業づくり

② いじめの早期発見

- ・複数の教師による観察
- ・学校生活アンケートの実施
- ・ふれあいノートの実施
- ・二者面談の実施
- ・相談窓口（教頭，生徒指導主事）の周知

- ・校内組織を活用した情報の共有
- ③ いじめへの組織的対応
 - ・対応策の検討と役割分担
 - ・迅速で的確な実態把握
 - ・いじめを受けた子どもやその保護者の心情に寄り添った丁寧な対応
 - ・いじめた子どもの成長を促す指導と心のケア及びその保護者への働きかけ
 - ・スクールカウンセラー，関係機関との連携，調整
 - ・保護者の理解と協力の確保
- ④ いじめ防止に向けた保護者との連携
 - ・生徒指導だより等による情報発信
 - ・学年・学級PTAによる説明・協議
 - ・講演会等の実施
 - ・ホームページによる情報提供
 - ・相談窓口，相談機関の周知
- ⑤ PDCAサイクルによる取組の検証
 - ・保護者や子どもに対する生活アンケートの実施
 - ・教職員に対するいじめ防止チェックリストの活用
 - ・いじめ防止等の取組に関する学校評価の実施

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 学校による学部への重大事態発生の報告と，学部による学長への報告，並びに学長を通じた文部科学大臣への報告
以下に該当する場合，直ちに報告する。
 - ア) 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ② 学部または学校による調査
 - ・重大事態が発生した際には，学部が調査の主体を判断する。
 - ・学部が調査する場合は附属学校子どもの人権侵害調査部会を，学校が調査する場合は校内組織を活用する。
 - ・調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査結果の提供及び報告
 - ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに，対応方針について共通理解を図る。
 - ・調査結果を学長に報告する。
 - ・調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

(2) 調査結果の報告を受けた学長による再調査及び措置

- ① 再調査
 - ・学長が，重大事態への対処又は同種事態の発生防止のため必要があると認めた場合は，学部又は学校による調査について調査する。
- ② 調査結果の提供及び報告
 - ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対し情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
 - ・調査結果及び措置について，学長に報告するとともに，学長を通じて文部科学大臣に報告する。